

条例個別指定基準【公益要件】の考え方

資料1

数値基準

+

数値以外の基準

or not

基準

これまでの意見を踏まえたメリット・デメリット

① 数値基準

認定要件のPST基準を緩和した数値基準、その他の数値基準(例 ボランティア参加数、会員数、情報発信に関する実績 等)が考えられる。

【メリット】

- ・活動レベルを客観的に評価できる(公平な判定が可能)
- ・活動レベルを効率的に評価できる(審査コストの削減等)

【デメリット・留意点】

- ・公益性の評価を寄附実績などの数値化だけで判断されてしまう
- ・活動分野・内容・規模によっては、そもそも寄附が集まりづらい団体も数多く存在しており、基準によっては、幅広い団体を支援できない可能性もある。

② 数値以外の基準

活動内容や活動実績等から公益性を判断する。

【メリット】

- ・地域に密着して活動しているなど、活動分野・内容・規模に関わらず、幅広いNPO法人が対象となりうる。

【デメリット・留意点】

- ・活動レベルの評価が主観的となる可能性がある。
- ・申請対象が拡大し、審査コストなどの負担増が懸念される。

③ ①と②の組合せ

- ・一定の客観性が担保された上で、幅広いNPO法人を評価することができる。

公益要件（条例個別指定制度）

項目	指定基準の考え方	基準のイメージ	参考意見
数値 絶対（必須）	寄附金の割合の緩和	ハードルの高い相対値基準の割合を緩和し、寄附金総額の少ない法人を広く対象とする。	収入金額に占める寄附金の割合が10%（認定は20%）以上。
	寄附者の人数の緩和	人数を緩和することにより、一定程度の寄附金がありながら寄附者の少ない法人を広く対象とする。	3,000円以上の寄附者が年平均50人（認定は100人）以上
	寄附金額の緩和	金額を緩和することにより、1人当たりの金額が少なくても支援者の多い法人を対象とする。	2,000円（認定は3,000円）以上の寄附者が年平均100人以上
	その他	人数と金額の両方に着目し、その両方を一部緩和することで規模が小さくても寄附バランスの取れた法人を対象とする。	年平均50人以上かつ15万円以上の寄附実績
	参加数	一定数のボランティアや会員の参加のある法人を、市民から支持（公益性）があると捉えて対象とする。	ボランティアスタッフの参加数が、年間延べ100人以上
	従事時間数		ボランティアスタッフ等の受入実績が年間延べ200時間以上
	会員の数		年度末現在の会員数が年平均50人以上
	メディア	メディアの露出度や情報発信力のある法人を、市民から広い支持を得るための取組（公益性）と捉えて対象とする。	新聞、テレビ、ラジオ等を使った発信が年2回以上
	ホームページ		ホームページの更新が年4回以上
	特定非営利活動の事業規模	税制上の優遇措置を受ける法人は広く公益的な活動を行うべきという視点で、最低限必要な特定非営利活動に係る事業規模のある法人を対象とする。	特定非営利活動に係る事業規模が、総支出額の1/2以上 特定非営利活動に係る事業費が、年150万円以上
数値以外 任意（選択）要件	不特定多数向け事業の実施	広く一般を対象にした事業を公益性と捉え、公益性のある事業に一定程度の実績のある法人を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> お金がかからない仕組みで回っている団体もあり、一概にいくら以上とすることは難しい（佐々木委員） 事業規模の要件を入れる場合、ボランティアを金額換算する道を奠す（水野委員） 多くの人が支持しなくても必要とされる活動はある（北村委員） 便益を受ける者がシャットアウトされていないことが大事である（水野委員）
	活動地域	活動地域や事務所所在地を、市内で公益的活動を行う法人の要件と位置付けて対象とする。	市内で活動実績がある
	事務所所在地		市内に事務所がある
	行政	行政からの委託や補助があることを、行政の施策の効果を高める公益的活動を行う法人と捉えて対象とする。	自治体の委託事業または補助事業の実績がある
	行政以外		NP法人、学校、自治会、公益法人等との協働実績がある
	団体からの推薦の有無	行政以外の協働の実績の有無等を、様々な主体と一緒に地域課題を解決する公益性のある法人として対象とする。	申請法人の支援を受けている団体からの推薦がある
	町内会からの推薦の有無		町内会からの推薦、町内会からの委託事業がある
	活動成果	地域課題の解決、市の施策の効果を高める、不足を補う等の活動を公益性のある法人として対象とする。	特定非営利活動が社会的な課題の解決に対し成果を挙げている
	活動の方向性		特定非営利活動に係る事業が市の施策に合致している
	地域社会との関係	一般市民などを対象とした活動に資格要件や参加制限がないことを公益性のある法人として対象とする。	特定非営利活動が、地域社会と関係しながら行われている
受益の機会	第三者から評価される仕組みを持つ法人を、公益性が担保されていると捉えて対象とする。	受益の機会が一般に開かれている	
第三者評価の仕組み		第三者の評価により、その活動方法等を改善する仕組みを有する	
寄附活動	税制上の優遇措置を受ける法人は、指定後も事業継続が求められるため、事業に確実と継続性のある法人を公益性の活動の担保と捉えて対象とする。	継続的な寄附活動の実績がある、又は今後行う予定がある	
事業の継続性		事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれる	
自主性・自立性		事業収入など自主財源によって運営されている	
北海道の指定	北海道の指定実績を公益性のある法人として対象とする。	北海道の指定を受けたものうち、市長が適当と認めるもの	

運営要件(認定・仮認定制度)

資料3

項目	具体的基準	基準の考え方	基準を満たさない具体例等	参考意見
② 公益的活動が50%未満	<p>事業活動において、下記の公益的・活動の割合が50%未満であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員等(当該法人の役員や正会員、法人から継続してサービスを受ける者等)の特定者に対する活動 2 便宜の及び範囲が特定の範囲の者(団体、地域、職域等)である活動に係る金額等 3 特定の著作物又は特定の者に関する活動(普及啓蒙、広報宣伝等)に係る金額等 4 特定の者の意に反した活動 	<p>特定非営利活動は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること及び目的が、会員の特定の者に便宜が限定される活動(公益的活動)を大部分を占める法人については、公益活動の割合の算出に当たって、当該活動の目的を達成するために必要となる経費(別添)を除く。全体の事業活動のうち公益的活動を50%未満に制限する基準(別添)</p>	<p>○公益的と見なされる活動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サークルや同窓会のような活動 ・実態として過去の参加者のみを対象として実施されたシンポジウム ・特定の職域に属する者の資金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動 ・特定の著作物又は特定の者に関する普及啓蒙等の活動 <p>○公益的と見なされなかった活動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員等であったも当該法人の業務及び活動に携わることはない者を対象とした活動 	<p>・運営条件②～④は決して高いハードルではない(水野委員)</p> <p>・満たしてはほしい(水野委員)</p> <p>・公益的を広い意味で捉えてもいい(佐々木委員)</p> <p>・②～④は一定限を満たす大事な要件(河野委員)</p>
	<p>運営組織及び経理が適切</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各役員について、次に掲げる者の数が役員数の1/3以下 <ol style="list-style-type: none"> ①役員と親族関係を有する者 ②特定の法人の役員又は使用人である者等 2 各社員の表決権が平等であること 3 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等の帳簿を記録保存していること 4 不適切な経理が行われていないこと 	<p>役員構成において、特定の親族や特定の法人の親族等で占めて法人運営を事実上の支配下に置くことで、法人本来の目的に沿った運営を阻害する恐れや、特定の親族等による不当な利益を追求する等防止する観点から、その割合が一定の割合以下とする基準</p> <p>法人内部の意思決定が民主的に行われていることを確認する基準</p> <p>法的支拂を受ける認定法人については、適正な財産の運用や会計処理がなされているかをより厳正に監査することが求められていることから、適切な経理を確認する基準</p>	<p>○青色申告法人と同等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の原則に従い、整然と、かつ明りように記録し、その記録に基づいて決算を行っている。 ・仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備えている。 ・帳簿書類を7年間保存している。
④ 活動内容が適正	<ol style="list-style-type: none"> 1 宗教活動、政治活動等を行っていない。 2 役員、社員等に特別な利益を与えていない、及び営利を目的とした事業者等に寄付を与えていない 3 総事業費のうち、特定非営利活動に係る事業費の割合が80/100以上であること 4 実積判定期間における受入寄附金総額の70/100以上を特定非営利に係る事業費に充てていること。 	<p>法的支拂を受ける認定法人については、より厳格な中立が求められることから、その適正を確認する基準</p> <p>寄附等が役員等の私腹を肥やすために使用されていないことを確認する基準</p> <p>特定非営利活動を行うことを主たる目的としているNPO法人にあつては、さらに、特定非営利活動の集中度合いが一定程度高いことについて、法的支拂を受けることが相応しいとの観点から、事業費の総額のうち特定非営利活動に充てる割合を80%以上とする基準(別添)</p> <p>寄附が役員等の私腹などに充てられることは、望ましいことではないことから、70%以上は特定非営利活動に充てていることを求める基準(別添)</p> <p>高い公益性が求められる認定法人については、事業が客の適正性の確保がなされる必要があることから、より幅広い情報の公開を求める基準</p>	<p>○特別な利益と考えられる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似する法人の役員報酬の支給の状況等に照らして過大と認められる報酬が支給されている。 ・対価の額が著しく過少と認められる資産の譲渡がある。 <p>○事業費で確認する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動事業以外の事業(特定非営利活動に無関係な物品販売、役員報酬等)に係る決算額が、事業費全体の20%を超えるもの <p>○70%未満となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費を占める多額の寄附がある場合で、結果として寄附総額の30%を超えて管理費に充てられている。 <p>○適切ではない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所にあって、事業報告書、認定申請に係る書類、役員報酬、職員給与算程等を閲覧できない状態になっていない <p>○条例の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度はじめの3ヶ月以内に、事業報告書を提出すること 	<p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p>
⑤ 情報公開が適切	<p>閲覧の請求があった場合に、事務所において閲覧させること</p>	<p>法的支拂を受ける認定法人については、より高い透明性と説明責任が求められることから、各事業年度において、より高い透明性で行われていることを確認する基準</p>	<p>○条例の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度はじめの3ヶ月以内に、事業報告書を提出すること 	<p>――</p>
⑥ 事業報告書を提出	<p>各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること</p>	<p>法的支拂を受ける認定法人は、高い公益性が求められることから、法的支拂があつてはならず、また、違法行為等ではあるが、あくまで公益に資する事業は容認されたいという観点から、それらがないことを確認する基準</p>	<p>――</p>	<p>――</p>
⑦ 法令違反がない	<p>法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと</p>	<p>ある程度持続性のある活動を評価するという観点から、複数の事業年度の存在を確認する基準</p>	<p>――</p>	<p>――</p>
⑧ 設立から1年超	<ol style="list-style-type: none"> 1 その役員のうち、次に該当する者があるもの <ol style="list-style-type: none"> ①認定を取り消された法人の理事で、取消の日から5年を経過しない者 ②禁固以上の刑となり、その執行が終わってから5年を経過しない者 ③NPO法や暴力団不当行為防止法に違反し罰金刑となり、その執行が終わってから5年を経過しない者 ④暴力団の構成員等 2 認定等の取消の日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分を受けて3年を経過している等の法人 5 国税に係る重加算税等を課せられて3年を経過しない法人 6 暴力団、または暴力団の統制下の法人 	<p>法的支拂を受ける認定法人として明らかに相応しくない理由を明確化し、認定制度の信頼性を確保するという観点から、これらに該当しないことを確認する基準</p>	<p>――</p>	<p>――</p>
⑨ 欠格事由に該当なし(右のいずれかに該当する場合は認定を受けることができない)	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定を取り消された法人の理事で、取消の日から5年を経過しない者 2 禁固以上の刑となり、その執行が終わってから5年を経過しない者 3 NPO法や暴力団不当行為防止法に違反し罰金刑となり、その執行が終わってから5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等 	<p>法的支拂を受ける認定法人として明らかに相応しくない理由を明確化し、認定制度の信頼性を確保するという観点から、これらに該当しないことを確認する基準</p>	<p>――</p>	<p>――</p>

※ 具体例は一般的な視点であり、審査では実態確認等を含め総合的に判断することとなる。

運営要件(認定・仮認定制度)の補足資料

別紙

法人の活動決算 1000万円

③ 受入寄附金額 100万円含む。

<p>①</p> <p>事業費 600万円</p> <p>うち、共益的活動費 200万円 ④</p>	<p>特定非営利活動事業 750万円</p>
<p>管理費等 150万円</p> <p>計算に含めない</p>	
<p>②</p> <p>事業費 150万円</p> <p>うち、共益的活動費 100万円 ⑤</p> <p>管理費等 100万円</p> <p>計算に含めない</p>	<p>その他事業 250万円</p>

特定非営利活動事業とその他事業の内容、事業費と管理費の内訳などは実態確認の対象となる。

□ 共益的活動(特定非営利活動促進法第45条第1項第2号関係)

② 共益的活動の占める割合が50%未満であること

$$\left[\textcircled{4} + \textcircled{5} \right] \div \left[\textcircled{1} + \textcircled{2} \right] \times 100 < 50$$

【計算例】 $(200 + 100) \div (600 + 150) \times 100 = 40.0 < 50$

□ 活動内容(特定非営利活動促進法第45条第1項第4号ハ関係)

④ 事業費の総額のうち特定非営利活動に係る

$$\textcircled{1} \div \left[\textcircled{1} + \textcircled{2} \right] \times 100 \geq 80$$

【計算例】 $600 \div (600 + 150) \times 100 = 80.0 \geq 80$

□ 活動内容(特定非営利活動促進法第45条第1項第4号ニ関係)

④ 寄附金額の70%以上を特定非営利活動に係る

一例

$$\left[\textcircled{3} \times 0.7 \right] \leq \textcircled{1}$$

【計算例】 $100 \times 0.7 = 70 \leq 600$

注1 本表の事業費モデルは、上記3基準に適合している例である。
 注2 その他事業がない場合は、特定非営利活動事業のみで判定する。

● 共益的活動～会員や仲間内等への対象が限られている活動をいう。